

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 6 議案第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 7 議案第 3 号 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 8 議案第 4 号 遠軽町学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 遠軽町体育施設条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 号 指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 7 号 指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 8 号 指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 9 号 指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 10 号 令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 令和 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 令和 6 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 一般質問
- 日程第 19 議案第 14 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 15 号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 16 号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 19 号 令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 令和 6 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 発議第 1 号 遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

令和6年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月10日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 同意第 1号 監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第 1号 表彰について
- 日程第 6 議案第 2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 7 議案第 3号 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 8 議案第 4号 遠軽町学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5号 遠軽町体育施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 7号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 8号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第 9号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第10号 令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第11号 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第12号 令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第13号 令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）
-

◎出席議員（14名）

議長	16番	杉本	信一	君	15番	竹中	裕志	君
	1番	白幡	隆一	君	2番	秋元	直樹	君

3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
6番	戸松 恵子 君	7番	山本 悟 君
8番	佐藤 昇 君	10番	山谷 敬二 君
11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

◎欠席議員（1名）

9番 佐藤 登 君

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 長	佐藤 祐治 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	農業委員会会長	石丸 博雄 君

◎説明員

副 町 長	澤口 浩幸 君	総 務 部 長	鈴木 浩 君
民 生 部 長	堀嶋 英俊 君	経 済 部 長	内野 清一 君
総 務 課 長	堂前 政好 君	情報管財課長	吉岡 秀利 君
企 画 課 長	中原 誉 君	財 政 課 長	今井 昌幸 君
保健福祉課長	岩井 誠志 君	住民生活課長	太田 貴幸 君
子育て支援課長	二瓶 雄介 君	農政林務課長	広瀬 淳次 君
商工観光課長	大西 公太 君	水 道 課 長	大川 寿雄 君
生田原総合支所長	今泉 郁夫 君	生田原総合支所参事	大泉 勝義 君
丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君	丸瀬布総合支所参事	倉内 健一 君
白滝総合支所長	長原 裕一 君	会 計 管 理 者	奥山 隆男 君
教 育 部 長	古賀 伸次 君	総 務 課 長	西 聡 君
社会教育課長	中南 秀隆 君	埋蔵文化財センター館長	松村 愉文 君
白滝教育センター所長	松村 愉文 君	学校給食センター所長	小玉 美紀子 君
監査委員事務局長	成中 克也 君	選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	小野寺 正彦 君	事 務 局 参 事	成中 克也 君
事 務 局 主 任	堂前 あすか 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和6年第8回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は14人です。

なお、9番佐藤議員より欠席の届出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和6年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により主幹等が入ることがありますので、御承知願います。

次に、本定例会の日程は、第18までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、戸松議員、山谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長に報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和6年第8回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月4日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月12日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月11日午後2時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月12日までの3日間に行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和6年第8回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和6年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、9月30日、札幌市中島公園内の国指定重要文化財である豊平館前で、アイルランドと札幌市の友好を記念した植樹式が執り行われ、デミアン・コール駐日アイルランド大使、秋元克広札幌市長及び私で、北海道家庭学校にある「1964東京オリンピックゆかりの木」の種から育てたロジポールパインの苗木を植樹いたしました。

アイルランドを由来とする本町で成長した緑のレガシーが、アイルランドと札幌市の友好の象徴になったことを、大変うれしく光栄に感じたところであります。

次に、10月13日に茨城県水戸市で開催された東日本学校吹奏楽大会に東小学校が出場し、同校として初の金賞を受賞しました。

同大会は、小学生の吹奏楽コンクールの最高峰であり、9月に行われた北海道吹奏楽コンクールで代表校に選ばれた東小学校は、大舞台の中、練習の成果を発揮し、見事金賞に輝いたものであります。

11月16日及び17日には、大阪市で全日本マーチングコンテストが開催され、遠軽中学校及び遠軽高等学校が出場し、それぞれ銀賞及び銅賞を受賞しています。

また、9月28日に札幌市で開催された全国高等学校ラグビーフットボール大会北北海

道大会の決勝戦では、遠軽高等学校が同点による両チーム優勝を果たし、抽選の結果、2年連続12回目の全国大会である花園の出場権を獲得しております。

これら児童・生徒の活躍により、全国に遠軽をPRし、町民に大きな誇りを与えていただきましたことに、心から感謝を申し上げますとともに、その努力をたたえたいと思います。

町としましては、引き続き可能な限りの支援を継続し、教育の充実を図りつつ、子育て支援に努めてまいります。

次に、JR問題についてであります。10月20日に遠軽町石北本線利用促進協議会として、NPO法人オホーツク鉄道歴史保存会とともに、JR石北線活性化を考える遠軽フォーラムを開催しました。

フォーラムでは、JR石北本線の早期建設を求めた住民団体「カボチャ団体」の陳情から100年を迎えたことから、先人たちの思いに学び、鉄路の重要性を訴え、利用促進を呼びかけました。

また、11月9日及び10日には、観光列車による日帰りツアー「石北本線2024鉄道旅 地酒・地ビールの饗宴」を実施しました。

昨年の「クラフトビール列車の旅」に引き続き、本町並びに北見市及び北海道鉄道活性化協議会で企画したもので、北見―上川間及び遠軽―上川間の2コースに43人の参加がありました。

国土交通大臣の業務監督命令に基づき、JR北海道が昨年度中に取りまとめることとなっていた石北本線などの、いわゆる黄色8線区における事業の抜本的な改善方策について、新型コロナ禍などの影響を考慮して、令和8年度末まで3年間先送りとされたところですが、この3年間が課題解決の最後の機会として、事業の抜本的な改善方策の取りまとめに向けて、引き続きJR北海道と沿線地域が一体となって取り組んでいるところです。

町としましては、これまでも北海道、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会、遠軽町石北本線利用促進協議会をはじめとする関係団体と、石北本線の維持・存続のため、さまざまな取組に力を入れてきたところであることから、この3年間においても、北海道全体の路線であるという認識の下、粘り強く対応してまいりますので、皆様のより積極的な御利用をお願いいたします。

次に、防災についてであります。10月25日に防災講演会を開催し、会場の芸術文化交流プラザには約200人の来場がありました。

講師には、約50年にわたり土木工学、水文学、水理学、防災工学、気象学など、河川や水に関するあらゆる研究を行い、これら諸問題の専門家として、長年にわたり多数の政府委員、審議員、自治体委員等を務めておられます中央大学名誉教授の山田正氏を迎え、「北海道の災害と治水」をテーマに、小さな支川を含めた大きな流域単位で治水について考える、流域治水などについて御講演をいただきました。

近年、今までの常識では対応できない豪雨が増えており、本町では長年の懸案事項であ

りました東町地区の浸水を防ぐために、平成25年度に中央幹線排水路から生田原川への放水路を建設したところであり、また、豪雨においても、遠軽地域の水道水を安定供給するため、令和3年度には清川浄水場に滞水池「えんため〜る」を整備するなど、安心して暮らせる住み良いまちづくりを推進しております。

皆様におかれましては、改めて、いつ起こるか分からない災害への備えを継続していただきたいと思っております。

次に、要望関係についてであります。陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、9月26日には遠軽駐屯地及び第2師団司令部に、11月1日には北部方面総監部に、14日及び15日には中央要望として、防衛省及び国会議員に対し、駐屯地の存置並びに部隊増強や隊員の処遇改善について要望を行ってまいりました。

11月7日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、防衛省及び国会議員に対し、北海道の自衛隊の体制強化並びに自衛隊と地域のコミュニティーとの連携について要望を行ってまいりました。

また、道路整備については、11月14日には高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、11月21日には遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁及び国会議員に対し、道路の整備促進及び防災・減災、国土強靱化に必要な道路予算の確保などについて要望を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、早期の全線開通について、今後も引き続き要望を行ってまいります。

さらに、11月22日にはオホーツク圏活性化期成会の秋季要望として、北海道及び北海道議会議員に対し、地域の懸案事項について要望を行ってきたところであり、今後におきましても、地域課題解決のため、根気強く機会を捉えて要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

同意第1号監査委員の選任については、現監査委員の任期満了に伴い、後任の監査委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、引用条項を整理するため、条例を定めるものです。

議案第3号介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理については、地域包括支援センターにおける職員配置の基準を改正するほか、所要の規定を整理するため、条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町学校給食センター条例の一部改正については、遠軽小学校共同調理場を設置するため、条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町体育施設条例の一部改正については、施設の老朽化及び利用者の減少

に伴い、白滝水泳プールを廃止するため、条例を定めるものです。

議案第6号から議案第9号までの指定管理者の指定については、生田原診療所、伊吹牧場ほか牧野10施設、生田原コミュニティセンター「ノースキング」及び道の駅遠軽森のオホーツクの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第10号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、町債を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして、目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、郵便料金改定に伴う通信運搬費、公金事務取扱手数料、ふるさと納税寄附金の増加に伴う経費、名寄線代替バス運営協議会負担金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、保育対策総合支援事業費補助金、食材費の高騰に伴う保育所賄材料費、遠軽地区広域組合衛生負担金、小中学校部活動の全国大会出場に係る学校行事負担金、遠軽小学校共同調理場の設置に伴う備品購入費、埋蔵文化財センター展示室壁面ケース増設工事、社会体育振興補助金などを計上したところです。

また、債務負担行為として、指定管理料の期間及び限度額を設定するものです。

議案第11号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、令和5年度保険給付費等交付金普通交付金等の確定に伴う精算返還金を計上したところです。

議案第12号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第13号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、公金事務取扱手数料を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

なお、職員の給与改定等に係る議案の追加提案を予定しておりますので、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 同意第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。
暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号監査委員の選任について御説明いたします。

遠軽町監査委員、村瀬光明氏が、令和7年2月28日をもって任期満了となるため、次の方を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町南町3丁目4番地390。氏名、村瀬光明氏。生年月日、昭和23年4月2日であります。

村瀬氏は人格が高潔で、財務管理等に優れた識見を有する方でありますので、監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第5 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第5 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、森林公園いこいの森鉄道車両整備資金として100万円の御寄附を頂きました、東京都杉並区堀ノ内1丁目5番3号、岩崎正敏様。まちづくり振興資金として100万円の御寄附を頂きました、遠軽町大通南1丁目6番地8、伊藤幸雄様であります。

2の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功勞としまして、まちづくり振興資金として200万円の御寄附を頂きました、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社様であります。

以上、3件の社会功勞につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第6 議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため提案するものであり、条文の規定内容に変更はなく、条項の整理となっております。

次のページ、別紙を御覧願います。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

この条例は、全3条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第1条関係は、遠軽町監査委員条例の一部改正であり、第5条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めるものであります。

第2条関係は、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であり、第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものであります。

第3条関係は、遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正であり、第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第3号介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第3号介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本条例につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の基準を改正するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本条例は、2条の構成となっております。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、別紙次のページ、参考資料をお開き願います。

第1条関係、参考資料、遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例、新旧対照表です。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改め、第3条第1項中「員数」の次に「(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次号において同じ。)」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項第1号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項第2号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を「同条第3項」とし、同条第1項の次に、「2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする」を加えるものです。

次に、第2条関係、遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、新旧対照表であります。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を、「第140条の66第1号イ」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の

一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(杉本信一君) 日程第8 議案第4号遠軽町学校給食センター条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小玉学校給食センター所長。

○学校給食センター所長(小玉美紀子君) 議案第4号遠軽町学校給食センター条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽小学校共同調理場を設置するため、遠軽町学校給食センター条例の一部を改正するものでございます。

次のページの別紙を御覧願います。

遠軽町学校給食センター条例の一部を改正する条例でございまして、改正の内容につきましては、次のページの参考資料の新旧対照表により御説明したいと思います。

第2条の表に、次のように加えるものでございます。

名称「遠軽小学校共同調理場」、位置「遠軽町西町3丁目3番地15」。

前のページに戻りまして、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町学校給食センター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長(杉本信一君) 日程第9 議案第5号遠軽町体育施設条例の一部改正についてを

議題とします。

提出者の説明を求めます。

中南社会教育課長。

○社会教育課長（中南秀隆君） 議案第5号遠軽町体育施設条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、施設の老朽化及び利用者の減少に伴い、白滝水泳プールを廃止するため、遠軽町体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

次のページの別紙をお開き願います。

遠軽町体育施設条例の一部を改正する条例でありまして、遠軽町体育施設条例の一部を次のように改正するものです。

改正の内容は、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

遠軽町体育施設条例（抜粋）の新旧対照表でありまして、開設期間等、第6条第1項の表中、名称「丸瀬布水泳プール、白滝水泳プール」を「丸瀬布水泳プール」に改め、別表第1、第2条関係、名称及び位置について、名称「白滝水泳プール」、位置「遠軽町白滝781番地1」を削るものであります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 先月出されました遠軽町公共施設の見直し方針の中に、廃止する場合は、利用者の交通手段や地域の学校事情などについて十分に配慮するというふうに書かれているのですが、この白滝のプールを廃止するに当たっては、白滝の住民の方とか学校関係の方とかと十分に検討されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 松村白滝教育センター所長。

○白滝教育センター所長（松村愉文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

白滝地域内におきまして、白滝小学校、白滝中学校などとも白滝水泳プールの廃止に伴いまして、学校授業につきましては、丸瀬布水泳プールを利用するという形での検討を進めているところです。

また、地域内におきましては、社会教育課の中でも、水泳教室などにつきましては、温水プールへの参加のための移動手段の確保などを現在検討しているところです。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号から日程第14 議案第10号まで

○議長(杉本信一君) 日程第10 議案第6号指定管理者の指定について、日程第11 議案第7号指定管理者の指定について、日程第12 議案第8号指定管理者の指定について、日程第13 議案第9号指定管理者の指定について、日程第14 議案第10号令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第8号)、以上、議案5件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第6号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町生田原診療所であります。

指定管理者は、札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番5号、社会医療法人交雄会メディカル、理事長三井慎也であります。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりでございます。

業務につきましては、アからケまでありまして、診療所の維持管理に関する業務、運営に関する業務、療養に要する費用及び手数料の収受に関する業務、さらには健康診断及び相談、療養の指導及び相談、診察、薬剤または治療材料の投与、処置、手術及びその他の治療、そのほか町長が診療所の管理運営上必要と認める業務となります。

指定の期間は、記載のとおりでございます。

指定管理料は、3か年合計で1億3,920万円であります。

内訳は、令和7年度4,620万円、令和8年度4,640万円、令和9年度4,660万円であります。

指定に当たりまして、10月29日に指定管理者選定委員会を開催しまして、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。医療法人交雄会が町の委託を受けまして、

生田原診療所の管理運営を行ってきた経緯があり、平成15年4月からは、同一法人グループの社会医療法人交雄会メディカルと連携を図りながら管理運営を行ってきたことから、これまでの管理運営等の実績や施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としましては、申請書の内容について審査した結果、生田原診療所の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されております。

また、これまでの実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、社会医療法人交雄会メディカルを指定管理者の候補者として選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第7号指定管理者の指定について御説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、伊吹牧場、八重牧場、白竜牧場、千代田牧場、見晴牧場、弥生牧場、柏牧場、東白滝牧野、支湧別牧野、天狗平牧野、天狗平第2牧野であります。

指定管理者は、湧別町上湧別屯田市街地230番地、えんゆう農業協同組合、代表理事組合長関口哲治であります。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりでございます。

業務につきましては、アからエまでありまして、牧野の使用の許可等に関する業務、維持管理に関する業務、使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、そのほか町長が牧野の管理運営上必要と認める業務となっております。

指定の期間は、記載のとおりでございます。

指定管理料は、3か年合計で3,600万円であります。

内訳は、令和7年度から令和9年度まで、それぞれ1,200万円であります。

選定に当たりましては、10月29日に指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書の内容を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。遠軽町牧野は、本町の酪農及び畜産振興の重要な拠点の一つであり、その管理運営については、専門性が必要とされる施設であること及び現在までの指定管理者としての実績から、地元農協が指定管理者として管理運営することが最も適しており、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としましては、申請書の内容について審査した結果、牧野の安定的な経営及

び的確な管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、えんゆう農業協同組合を指定管理者の候補者として選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第8号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定より、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町生田原コミュニティセンター「ノースキング」であります。

指定管理者は、遠軽町生田原871番地4、株式会社生田原振興公社、代表取締役杉本一幸であります。

指定の期間は、令和8年度より大規模改修が予定されておりました、施設の管理・運営に多大な影響が見込まれるため、今回は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間であります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりでございます。

業務につきましては、アからオまでありまして、生田原コミュニティセンターの維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用の許可に関する業務、使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、そのほか町長が施設の管理運営上必要と認める業務となっております。

指定の期間は記載のとおりであります。

指定管理料は、令和7年度1年間でありまして、5,811万1,000円であります。

選定に当たりましては、10月29日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。株式会社生田原振興公社は、当該施設を管理運営するために、本町が出資して設立した団体であり、これまでの管理実績などから、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としましては、申請書の内容について審査した結果、生田原コミュニティセンターの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、株式会社生田原振興公社を指定管理者の候補

者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第9号指定管理者の指定について御説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、道の駅遠軽森のオホーツクであります。

指定管理者は、遠軽町南町3丁目2番地224、一般社団法人えんがる町観光協会、代表理事大西孝広であります。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりであります。

業務につきましては、アからオまでありまして、道の駅の維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用の許可に関する業務、使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、そのほか町長が施設の管理運営上必要と認める業務となっております。

指定の期間は記載のとおりでございます。

指定管理料は、3か年合計で1億8,915万1,000円であります。

内訳は、令和7年度6,169万3,000円、令和8年度6,292万2,000円、令和9年度6,453万6,000円であります。

選定に当たりましては、10月29日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定の結果の非公募とした理由でありますけれども、一般社団法人えんがる町観光協会は、遠軽町の観光宣伝及び観光客の誘致に関する事業を効率的に運営するとともに、産業、地域経済の振興及び文化の発展に寄与することを目的とし、町内観光施設の運営や各種イベント等の実施に取り組んでおります。

また、平成31年4月から当該施設の指定管理者として管理運営を行っており、経営資源の活用により、スキー場を含めた道の駅における公共サービスの効果的・効率的な提供などの実績があることから、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としましては、申請書の内容について審査した結果、道の駅遠軽森のオホーツクの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の安定的で適切な維持及び管理に係る計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、一般社団法人えんがる町観光協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第10号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,143万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を180億765万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に420万円を追加し、総額を12億2,682万1,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に2,762万8,000円を追加し、総額を6億8,922万4,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に3億3,085万8,000円を追加し、総額を4億7,744万1,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を2億4,000万円減額し、総額を14億3,091万円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1,264万9,000円を追加し、総額を2億2,470万9,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に1,610万円を追加し、総額を25億5,713万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計178億5,622万4,000円に、1億5,143万5,000円を追加し、総額を180億765万9,000円とするものです。

次のページを開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億438万7,000円を追加し、総額を47億8,410万3,000円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に1,211万1,000円を追加し、総額を30億6,222万9,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、2項清掃費に1,602万6,000円を追加し、総額を18億415万6,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に70万3,000円を追加し、総額を5億4,

989万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に791万円を追加。3項中学校費に52万9,000円を追加。4項学校給食費に138万1,000円を追加。5項社会教育費に653万9,000円を追加。6項保健体育費に122万6,000円を追加し、総額を20億133万6,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費に62万3,000円を追加し、総額を28億7,259万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計178億5,622万4,000円に、1億5,143万5,000円を追加し、総額を180億765万9,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為の追加につきましては、生田原診療所指定管理料は、期間を令和6年度から令和9年度までとし、限度額を1億3,920万円。牧野指定管理料は、期間を令和6年度から令和9年度までとし、限度額を3,600万円。生田原コミュニティセンター指定管理料は、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を5,811万1,000円。道の駅遠軽森のオホーツク指定管理料は、期間を令和6年度から令和9年度までとし、限度額を1億8,915万1,000円とするものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、ごみ処理施設整備事業の限度額を記載のとおり変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費338万円につきましては、能登半島地震に係る被災地への派遣などの道外出張が複数回生じたため、普通旅費98万円を追加。町の来客者とのまちづくりのための懇談など、行政事務執行上の必要性から会食機会が増加したことにより、食糧費40万円を追加。令和6年10月に郵便料金が改定されたことにより、通信運搬費200万円を追加するものです。

4目会計管理費、会計管理一般経費180万7,000円につきましては、指定金融機関における振込手数料が改定されたことに伴い、手数料を追加するものです。

5目財産管理費については財源の振替です。

6目企画費、ふるさと納税促進事業4,337万1,000円につきましては、ふるさと納税の寄附額の増加が見込まれることから、ふるさと納税返礼品用の報償費2,387万4,000円、返礼品発送等に係る通信運搬費736万4,000円、ふるさと納税サイト利用等に係る手数料196万2,000円、ふるさと納税受付等業務委託料1,017万

1,000円をそれぞれ追加するものです。

8目交通対策費、バス路線確保事業572万8,000円につきましては、名寄線代替バスの運行実績に伴う追加分として8万5,000円のほか、広域幹線系統バス路線の遠軽線及び紋別線を見直すため、紋別市、湧別町及び遠軽町の3市町が連携し、快適な乗り継ぎ環境等を整備するために必要な経費として330万円、合わせて338万5,000円を名寄線代替バス運営協議会負担金に追加。広域生活交道路線及び単独補助路線に係る運行実績に基づき、地域公共交通確保維持改善事業補助金に234万3,000円を追加するものです。

14目諸費、税外収入還付99万3,000円につきましては、出産・子育て応援交付金について、国庫補助金の令和5年度分等の精算による返還金を追加するものです。

15目基金運営費、基金運営事業4,910万8,000円につきましては、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金17件725万8,000円と、ふるさと納税寄附金の寄附額の増加を見込み、4,175万円の合わせて4,900万8,000円を追加するものです。まち・ひと・しごと創生基金積立金に、企業版ふるさと納税寄附金1件分10万円を追加するものです。

12ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業640万円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費を補助するため、保育対策総合支援事業費補助金を追加するものです。

5目保育所費、保育所運営事業571万1,000円につきましては、食材費の高騰に伴い、賄材料費を追加するものです。

14ページをお開き願います。

4款衛生費2項清掃費2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業1,602万6,000円につきましては、遠軽地区広域組合が行っている最終処分場整備事業において、物価高騰等を要因とする建設事業費の増額に伴い、遠軽地広域組合衛生負担金を追加するものです。

16ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費4目観光施設費、ふるさと公園管理事業70万3,000円につきましては、丸瀬布ふるさと公園敷地内における国有地の土地取得に係る用地購入費を計上するものです。

18ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費791万円につきましては、小中学校部活動の全国大会出場に係る負担金の増加に伴い、学校行事負担金を追加するものです。

20ページをお開き願います。

3項中学校費2目教育振興費、中学校特別支援教育就学奨励事業52万9,000円につきましては、就学奨励費の認定件数の増加に伴い、就学援助費を追加するものです。

22ページをお開き願います。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業138万1,000円につきましては、遠軽地域における栄養教諭を確保し、学校給食を安定的に提供していくため、遠軽小学校と安国小学校の親子給食の実施に必要な備品購入に係る費用を追加するものです。

24ページをお開き願います。

5項社会教育費3目公民館費、公民館管理運営事業13万2,000円につきましては、芸術文化交流プラザ第2駐車場の供用開始に伴い、除排雪作業時における補助的な業務等を委託するため、駐車場管理業務委託料を計上するものです。

4目社会教育施設費、郷土館等管理運営事業19万2,000円につきましては、遠軽町郷土館来館者の熱中症対策及び特別展の開催に係る電気使用量の増加に伴い、光熱水費を追加するものです。昆虫の里管理運営事業49万5,000円につきましては、丸瀬布昆虫生態館生態展示室の展示台の一部が老朽化により破損したため、修繕料を追加するものです。埋蔵文化財センター管理運営事業572万円につきましては、国宝指定に伴う追加資料を展示公開するため、展示室の壁面に新たな展示ケースを増設することに伴い、工事請負費を計上するものでございます。

26ページをお開き願います。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業122万6,000円につきましては、全国大会以上の出場件数及び大会開催件数の増加に伴い、社会体育振興補助金を追加するものです。

28ページをお開き願います。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子62万3,000円につきましては、基金の預入金利の上昇に伴い、基金繰替運用に係る一時借入金利子を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金420万円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費補助に伴う保育対策総合支援事業費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金につきましては、地域づくり総合交付金として、新庁舎建設に伴う合併市町村まちづくり推進事業分として2,150万円、紋別市、湧別町、遠軽町の広域連携事業で実施するバス利便性向上事業に伴う広域連携加速化事業分として330万円の合わせて2,480万円の追加です。

2目民生費道補助金82万8,000円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費補助に伴う保育対策総合支援事業費補助金の計上です。

8目教育費道補助金200万円につきましては、埋蔵文化財センター展示室壁面ケース

増設工事に伴う地域づくり総合交付金の計上です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金につきましては、まちづくり振興資金として14件716万7,000円、社会福祉振興資金として1件6万円、観光振興資金として1件1,000円、スポーツ振興資金として1件3万円、遠軽高等学校下宿整備資金として1件2億4,000万円の合わせて2億4,725万8,000円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金につきましては、寄附額の増加により8,350万円を追加するとともに、企業版ふるさと納税寄附金として1件10万円の合わせて8,360万円の追加です。

19款繰入金1項基金繰入金3目まちづくり振興基金繰入金2億4,000万円の減額につきましては、指定寄附金の追加に伴い財源を振り替えるものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1,264万9,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

22款町債1項町債2目衛生債1,610万円につきましては、ごみ処理施設整備事業債の追加です。

なお、工事に係る概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 松村埋蔵文化財センター館長。

○埋蔵文化財センター館長（松村愉文君） それでは、工事関係説明資料を御覧ください。

埋蔵文化財センター管理運営事業の展示室壁面ケース増設工事の概要について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

工事場所は、遠軽町白滝138番地1に所在する埋蔵文化財センターになります。

工事の概要ですが、国宝指定に伴う追加資料を展示公開することを目的として、新たな展示ケースを増設するものです。

2ページを御覧ください。

こちらの平面図にありますように、埋蔵文化財センター内展示室の国宝を展示している黒曜石ギャラリー内の北側の壁面の2台のケースの間に新たな展示ケースを増設します。展示ケースの寸法は、縦2.3メートル、横1.5メートル、奥行き25センチとなっており、既存のケースとほぼ同様の構造で設計をしております。展示ケースには演示台とともに透明ガラスやダウンライト、スポットライトを設置します。

説明は以上です。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

これより、一括上程しました議案5件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページ、11ページ。

8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） バス路線の確保事業の関係でちょっとお伺いします。

2行目の地域公共交通確保維持改善事業補助金234万3,000円で、先ほどの財政課長の説明の中でも触れられているのですけれども、紋別と遠軽と湧別の乗り継ぎの環境整備ということを知りたいのですけれども、これ物すごく具体的に、例えば、待合室を造るとか、あるいは時刻表の看板の付け替えとか、具体的にそういうことをやるのかどうか、その環境整備というのが、それをちょっともう少し具体的にお聞かせください。

それと、もう1点なのですけれども、若干の関連なのですけれども、町営バスか湧別線だと思うのですけれども、ちょうど上湧別のほうですから、これを町で聞いてもお答えしづらいかなと思うのですけれども、たまたま夜に上湧別の役場前から遠軽に乗るのに待っていたけれども、ちょうどバス停が見えづらい位置にあつて、置いていかれそうになった

という、何かそういう経験をした方がいらっしゃるようで、例えばバス停の位置をもう少し見やすくするとか、もう少し明るくするとか、そういったようなトータル的な環境整備みたいなことは図られるのかどうなのか。事業者の管轄ですから、私が直接行って、言ってもいいのですけれども、町のほうからもそのような意見などをちょっとお伝えいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） ただいまの御質問ですが、まず遠軽線・紋別線のバスの路線の見直しを具体的にということでしたが、こちら予算の項目で言いますと、名寄線代替バス運営協議会の負担金の部分で、338万5,000円のうち330万円が紋別線・遠軽線の乗り継ぎ環境の改善に係る分ということで支出するものでございます。

見直しの内容なのですけれども、現在10月から北海道と紋別市、湧別町、遠軽町、それからバスを運営している北紋バスと北海道北見バス、これらの中でバス路線の再編ワーキンググループを立ち上げて内容を検討しているところです。

今のところの方向性としてのお話になるのですけれども、現在は北紋バスと北見バスがそれぞれ同じルートを重複してバス路線を走らせているという状況で、それぞれの会社において運転手不足で厳しくなっている状況があるというのと、あと国の補助をそれぞれ受けていますが、そこに必要な輸送量の要件を下回っているような状況にありますので、それを見直しましょうということで、現在のところは、今、遠軽と紋別の間を1本の系統として運行しているのですけれども、それを湧別で切って、紋別からは中湧別までを路線とすることと、遠軽－湧別間の路線で2分割してそれぞれが2社でそれぞれ運行するというような方向で、今、検討しているところです。

これによりまして、路線が短くなりますので運転手の拘束時間が短くなること、それから、路線の再編によって国の補助メニューについても有利な形で利用できるのではないかとということで、来年10月からこれができるようにということで協議を進めているところです。

今回負担金として計上した中身としましては、北海道の地域づくり総合交付金の中で広域連携加速化事業ということで、複数の町が広域的な取組を行うソフト事業に対して補助する制度が、補助率10分の10の1,000万円上限という制度があります。そちらを活用しまして、バス路線の乗り継ぎ環境ということで、バスロケーションシステムといって、インターネット上でバスが今どこを走っているかということが分かるシステム、これは北見バスは入っているのですけれども、北紋バスは未導入ということで、北紋バスのバスロケーションシステムを導入することと、それから、拠点となる中湧別文化センターTOMと、あと遠軽と紋別のバスターミナル、それぞれにデジタルサイネージでこのバスロケーションシステムを表示するような形の内容を考えております。これは補助金の上限額の1,000万円の範囲で、内容的にはまだ協議中ということで御理解をいただきたいと

思います。

それから、2点目の上湧別でのバス停が見にくいということにつきましては、おそらく北見バスか北紋バスの路線ではないかなと思われまますので、そういった情報がありましたよということを会社のほうにお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、12ページ、13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、14ページ、15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、16ページ、17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、18ページから27ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 12款公債費、28ページ、29ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 16款道支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 18款寄附金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20款繰越金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 22款町債、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表債務負担行為補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第3表地方債補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

これより、一括予定しました議案5件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第6号指定管理者の指定についてを採決します。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長(杉本信一君) 日程第15 議案第11号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田住民生活課長。

○住民生活課長(太田貴幸君) 議案第11号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

本補正予算案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ236万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,029万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページ目をお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

6款繰越金につきましては、1項繰越金に236万8,000円を追加し、総額を236万9,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億4,792万9,000円に、236万8,000円を追加し、総額を21億5,029万7,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページ目をお開き願います。

7款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に236万8,000円を追加し、総額を446万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億4,792万9,000円に、236万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億5,029万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8 ページ目を御覧願います。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目その他償還金236万8,000円につきましては、令和5年度に交付を受けた交付金及び補助金の額確定に伴う返還金の計上です。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページ目をお開き願います。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金236万8,000円につきましては、令和5年度に交付を受けた交付金及び補助金の額確定による超過額の補正です。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

7款諸支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

6款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を

採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長(杉本信一君) 日程第16 議案第12号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) 議案第12号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)について説明いたします。

第2条は、令和6年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用に4万1,000円を追加し、総額を6億6,647万7,000円とするものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明を省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用1項営業費用3目総係費18節手数料4万1,000円は、出納取扱金融機関への振込手数料が改定されたことにより、振込手数料を追加するものです。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 13 号

○議長（杉本信一君） 日程第 17 議案第 13 号令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 13 号令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

第 2 条は、令和 6 年度遠軽町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第 1 款下水道事業費用第 1 項営業費用に 2 万 5,000 円を追加し、総額を 10 億 4,227 万 2,000 円とするものです。

次の 1 ページは実施計画、2 ページはキャッシュ・フロー計算書、3 ページから 4 ページは予定貸借対照表で説明は省略させていただきます。

次に、5 ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1 款下水道事業費用 1 項営業費用 4 目総係費 18 節手数料 2 万 5,000 円は、出納取扱金融機関への振込手数料が改定されたことにより、振込手数料を追加するものです。

以上で、議案第 13 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 13 号令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これをもって散会とします。

午前11時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 松本信一

署名議員 戸松恵子

署名議員 山谷敬二